

第1回検討委員会資料

-文化財の指定の要件・課題等について-

令和6年8月1日

第32軍司令部壕保存・公開基本計画検討委員会

目次

1. 文化財の定義・法整備の変遷

- 1-1 戦争遺跡と文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-2 記念物の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 1-3 近代の遺跡(戦争遺跡含む)の保護に関する法整備等の変遷・・・・・・3

2. 県内指定文化財の状況

- 2-1 沖縄県教育委員会の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2-2 県内指定文化財の状況・位置・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2-3 県内市町村指定の戦争遺跡(令和2年5月現在)・・・・・・6

3. 文化財指定の要件・手続き

- 3-1 文化財指定の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3-2 文化財指定等の手続き(国)・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3-3 文化財指定等の手続き(沖縄県)・・・・・・・・・・・・9

1. 文化財の定義・法整備の変遷

1-1. 戦争遺跡と文化財

- 文化財保護法は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としている。
- 文化財とは、同法第2条の規定により、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6つの類型で定義されている。
- 戦争遺跡は、同条第4項の「**記念物**」に該当する。

文化財保護法(昭和25年法律第214号)－抜粋－

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「**有形文化財**」という。)
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「**無形文化財**」という。)
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「**民俗文化財**」という。)
 - 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「**記念物**」という。)
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「**文化的景観**」という。)
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「**伝統的建造物群**」という。)
- 2 (略)
3 (略)

ポイント

- **第32軍司令部壕は、文化財保護法上の「記念物」に該当する。**
- 現状においては、同法第93条に規定する「**周知の埋蔵文化財包蔵地**」として取り扱われており、文化財指定に至らずとも、同法により保護されている。

1. 文化財の定義・法整備の変遷

1-2. 記念物の概要

記念物とは以下の文化財の総称である。

1. 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
2. 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
3. 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

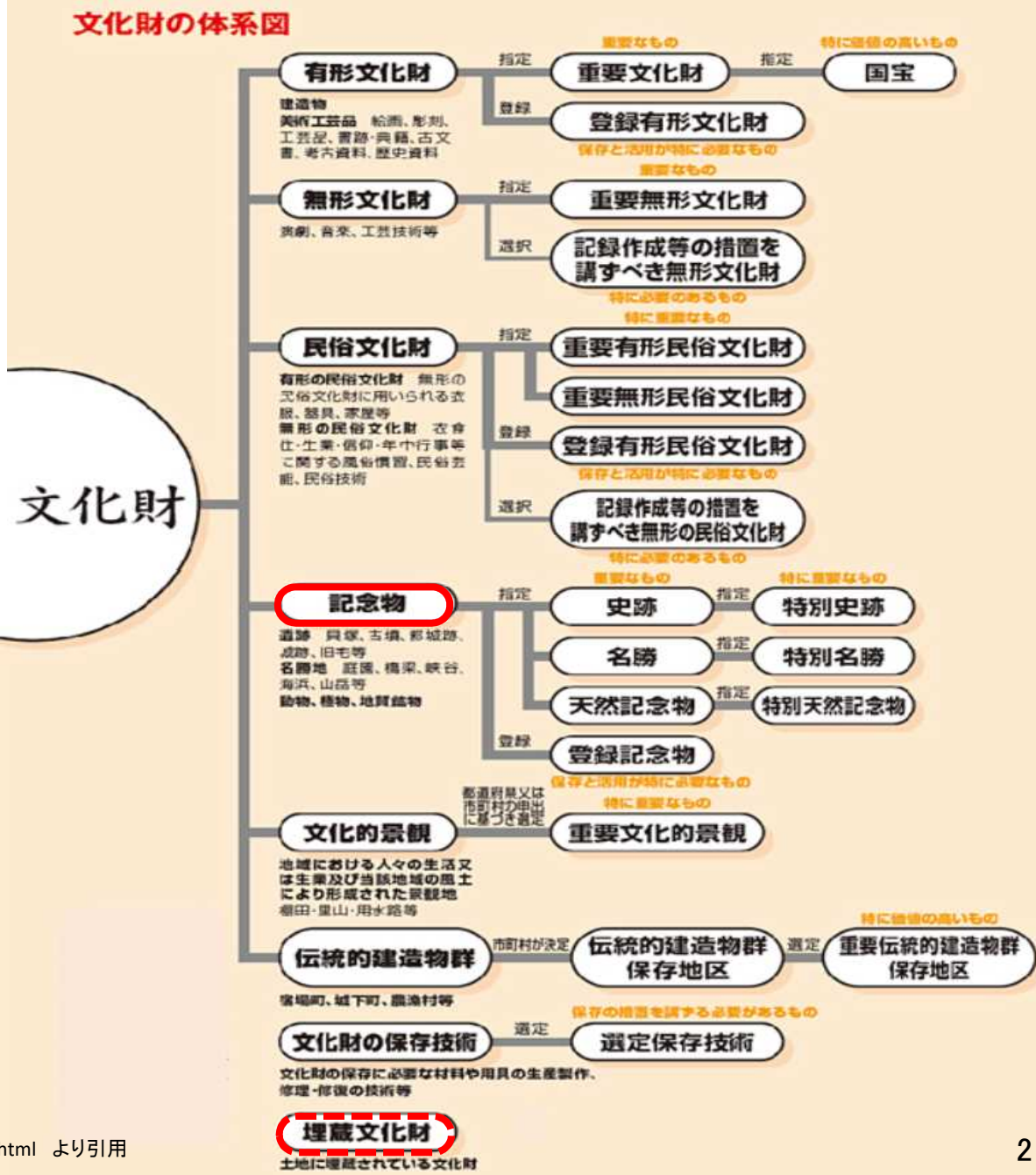
国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っている。

そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定している。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされている。

規制により財産権につき一定限度を超える損失を生じた場合には補償を要することとされているが、通例、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮している。また、史跡等の活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っている。

文化庁公式サイト
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/taikeizu_1.html より引用



1. 文化財の定義・法整備の変遷

1-3. 近代の遺跡(戦争遺跡含む)の保護に関する法整備等の変遷

- 近代の遺跡の指定は昭和40年代から始まるが、史跡の大半が先史時代～中世までに属する状況は変わらず、個別的な取り組みにとどまっていた。
- 平成に入り、南風原町が全国で初めて戦争遺跡を文化財に指定するなど、大きな課題となってきた近代の文化遺産の適切な保護を図るため、文化庁も包括的な取り組みに着手した。

時期		内容
1990年6月 (平成2年)	全国初の指定	南風原町が町の文化財指定基準を一部改正し、全国で初めて戦争遺跡を文化財(史跡)に指定した。
1995年3月 (平成7年)	国指定等基準改正	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準が一部改正され、近代の遺跡が文化財指定の対象となった。
1995年6月 (平成7年)	全国初の国指定	原爆ドーム(旧広島県産業奨励館)が国の史跡に指定された。
1995年12月 (平成7年)	県指定等基準改正	沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準が一部改正され、近代の遺跡が文化財指定の対象となった。

文化財保護関係法令等



ここを改正して対応！

文化財保護法

文化財保護法
施行令

文化財保護委員会
告示
(国の指定等基準)

教育委員会告示
(県の指定等基準)

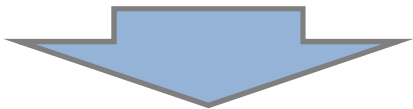
市町村
教育委員会告示
(市町村の指定等基準)

2. 県内指定文化財の状況

2-1. 沖縄県教育委員会の取り組み

- 1998(平成10)年度から、戦争遺跡に関する調査を断続的に実施している。
- 県内市町村へ戦争遺跡を文化財指定するよう促している。

時期(期間)	内容	方法・成果
1998～2005年度 (H10～17年度)	沖縄県戦争遺跡詳細分布調査事業を実施	県内全域に1,077件の戦争遺跡を確認 (第32軍司令部壕含む)
2000・2001年度 (H12・13年度)	沖縄県近代和風建築総合調査事業を実施	80件の戦争遺跡を調査
2002・2003年度 (H14・15年度)	沖縄県近代化遺産(建造物等)総合調査事業を実施	111件の軍事・戦争遺跡を調査
2010～2014年度 (H22～26年度)	戦争遺跡詳細確認調査事業を実施	以前の分布調査で把握した1,077件のうち145件を対象とした、より詳細な確認調査 (第32軍司令部壕含む)
2018年4月 (H28年)	戦争遺跡の文化財指定に向けた取組について(県教育長通知)を发出	戦争遺跡を文化財指定するよう県内市町村へ依頼



県内戦争遺跡の指定文化財は「29件」(令和5年9月現在)

2. 県内指定文化財の状況

2-2. 県内指定文化財の状況・位置

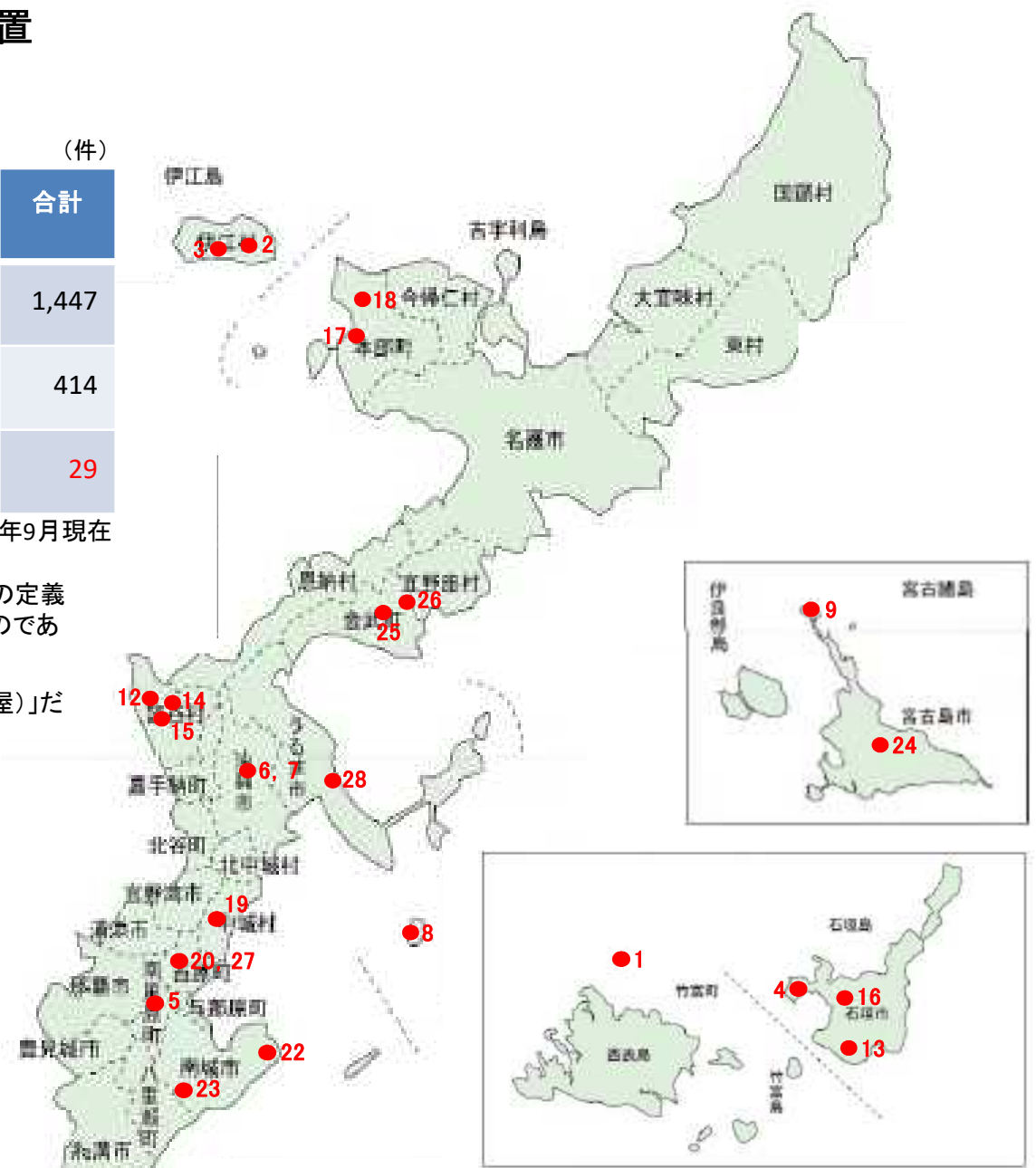
県内指定文化財の状況 (件)

	国指定	県指定	市町村指定	合計
指定文化財	174	265	1,008	1,447
うち史跡	43	55	316	414
戦争遺跡	0	1	28	29

※ 令和5年9月現在

※市町村指定文化財(戦争遺跡)28件中4件は、別の定義で指定された文化財に、戦争遺跡が含まれているものである。

※県指定戦争遺跡1件は「海底電線陸洋室跡(電信屋)」だが、これは沖縄戦関係の戦争遺跡ではない。



※沖縄市においては、同敷地内に2件の戦争遺跡が存在する。

2. 県内指定文化財の状況

2-3. 県内市町村指定の戦争遺跡(令和5年9月現在)

No.	指定年月日	種別	指定名称	所在地
1	1972 昭和47年8月30日	史跡	下り井戸	竹富町字鳩間
2	1977 昭和52年12月14日	史跡	公益質屋跡	伊江村字東江上
3	1977 昭和52年12月15日	有形民俗	ミンカザントゥ	伊江村字川平
4	1986 昭和61年9月25日	史跡	元海底電線陸揚室(電信屋)	石垣市字崎枝
	2021 令和3年8月27日	史跡(県)	海底電線陸洋室跡(電信屋)	
5	1990 平成2年6月27日	史跡	沖縄陸軍病院南風原壕 ※旧称:南風原陸軍病院壕	南風原町字喜屋武
6	1997 平成9年2月5日	史跡	奉安殿(戦争遺跡)	沖縄市知花
7	1997 平成9年2月5日	史跡	忠魂碑(戦争遺跡)	沖縄市知花
8	2004 平成16年3月3日	史跡	新川・クボウグスク周辺の陣地壕群	うるま市勝連津堅
9	2004 平成16年4月15日	史跡	海軍特攻艇格納秘匿壕	宮古島市平良字狩俣
10	2005 平成17年3月1日	史跡	旧日本軍特攻艇秘匿壕	渡嘉敷村字阿波連
11	2005 平成17年11月30日	史跡	集団自決跡地	渡嘉敷村字渡嘉敷
12	2008 平成20年2月7日	史跡	チビチリガマ	読谷村字波平大桑江原
13	2008 平成20年11月4日	歴史資料	旧登野城尋常高等小学校の奉安殿	石垣市字登野城
14	2009 平成21年1月22日	史跡	掩体壕	読谷村字座喜味
15	2009 平成21年1月22日	史跡	忠魂碑	読谷村字座喜味
16	2009 平成21年3月30日	史跡	名蔵白水の戦争遺跡群	石垣市字名蔵シーラ原
17	2009 平成21年11月20日	史跡	本部監視哨跡	本部町字谷茶
18	2009 平成21年11月20日	歴史資料	旧謝花尋常高等小学校跡 奉安殿	本部町字謝花
19	2014 平成26年3月26日	史跡	161.8高地陣地	中城村字北上原
20	2015 平成27年6月9日	史跡	旧西原村役場壕	西原町字翁長
21	2015 平成27年7月1日	史跡	赤松隊本部壕	渡嘉敷村字渡嘉敷
22	2018 平成30年4月24日	史跡	ウローカーの砲台跡	南城市久手堅
23	2018 平成30年4月24日	史跡	前川民間壕防空壕跡	南城市前川
24	2020 令和2年4月7日	史跡 天然記念物	佐事川嶺凝灰岩層及び佐事川の陣地壕	宮古島市城辺
25	2021 令和3年1月1日	史跡	忠魂碑	金武町字金武
26	2021 令和3年1月1日	史跡	旧億首橋	金武町字金武
27	2021 令和3年5月11日	史跡	小波津弾痕の残る石堀	西原町字小波津
28	2023 令和5年8月9日	史跡	具志川グスクの壕	うるま市具志川
	(参考)		沖縄戦関連宜野座村資料	宜野座村教育委員会蔵
	(参考)		平敷屋製糖工場跡	うるま市勝連平敷屋

3. 文化財指定の要件・手続き

3-1. 文化財指定の要件

- 文化財保護法第109条は、記念物のうち重要なものを史跡等に指定することができる」と規定している。
- 一般的に、遺跡を文化財に指定する場合、対象となる物件が歴史上又は学術上の価値が高く、多数ある遺跡の中でも特に重要であることを示さなければならない。
- そのためには、以下の2つの要件を満たすことが必要である。

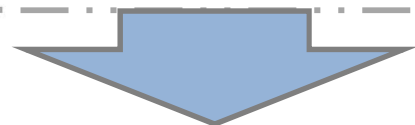
① 遺跡の保存状態が良好であること

遺跡の残存状況が非常に悪い場合や、遺跡の主体となる部分が失われている場合は、その遺跡を正當に評価することが困難である。

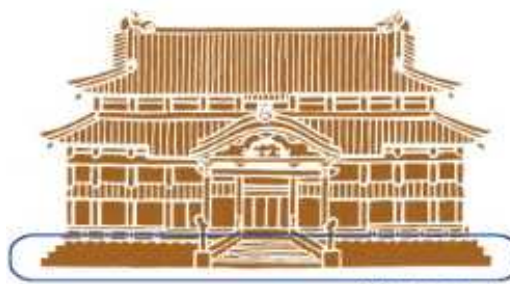
② 遺跡が歴史的または学術的に評価されていること

文献調査や発掘調査等により、遺跡の時期や性格等を確認することで、遺跡を正當に評価することが可能となる。一方で、発掘調査は有効な手法であるが、同時に遺跡を破壊することにもつながるため、**発掘の範囲は最小限にとどめる必要があり、広範囲を掘りつくすことは避けなければならない。**

重要!



文化財の適切な保存・公開・活用の事例として、**首里城跡**がある。



基壇 (きだん)

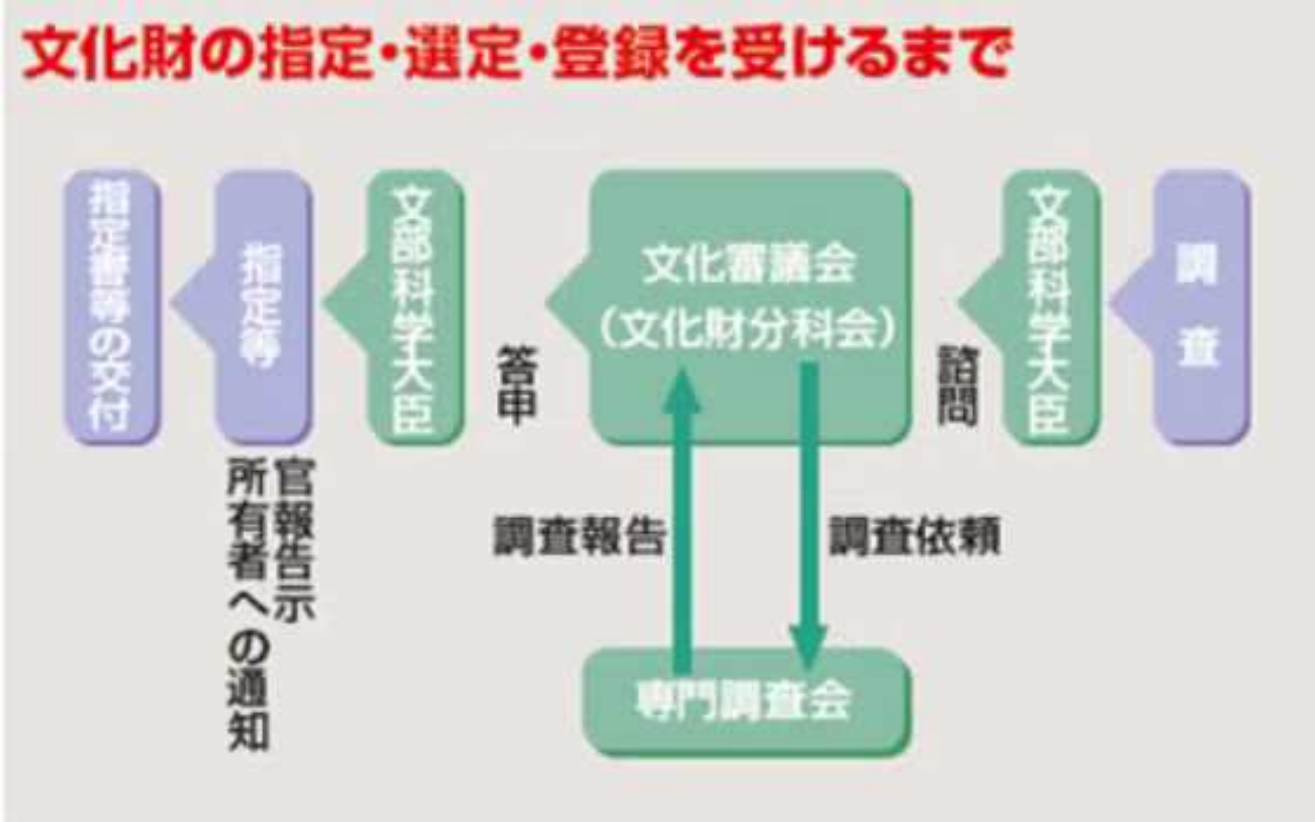
※ 発掘の範囲を最小限にとどめ、一部を公開している。



3. 文化財指定の要件・手続き

3-2. 文化財指定等の手続き(国)

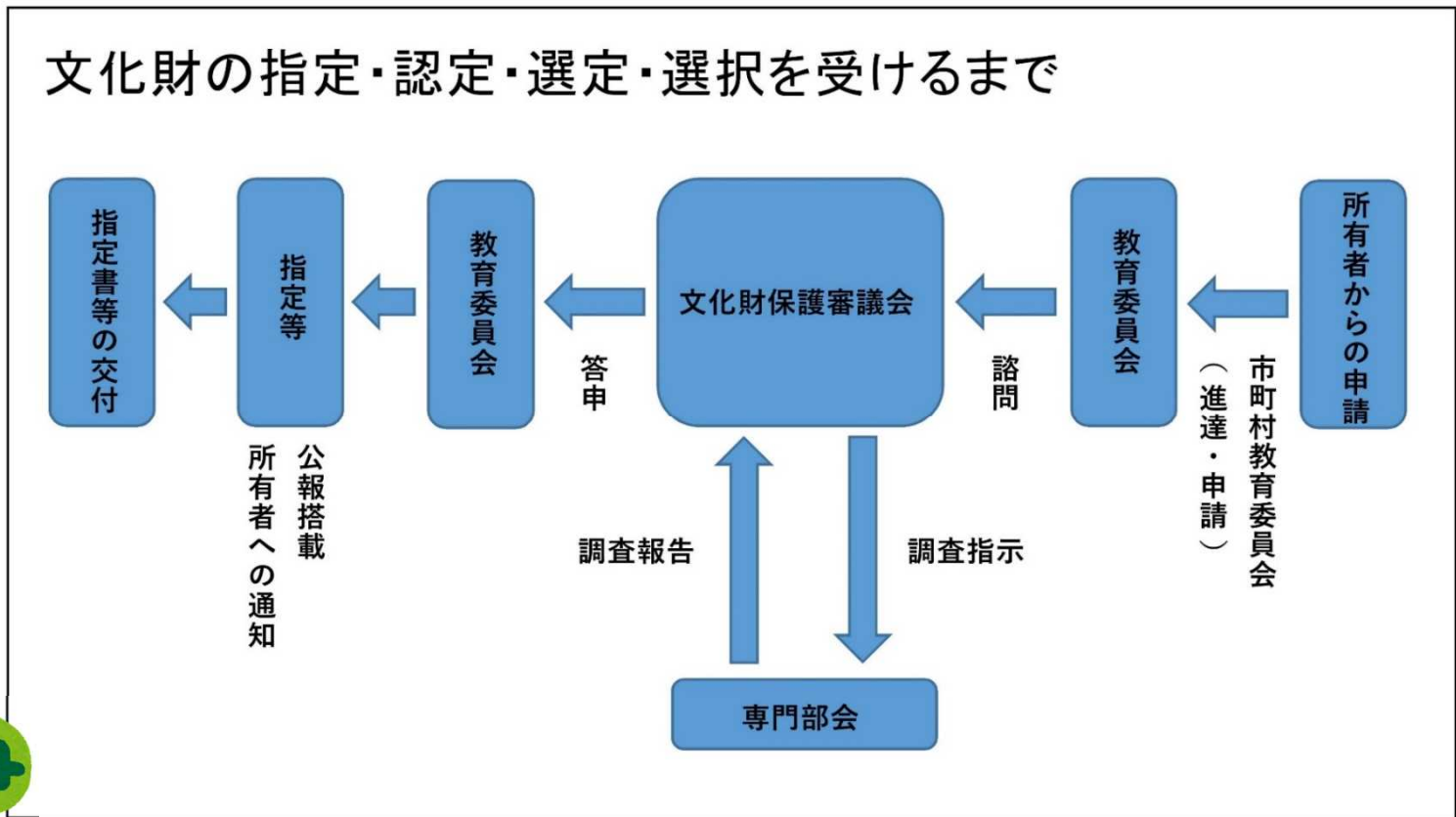
- 文化財保護法に基づく文化財の指定・選定・登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととされている。(下図参照)



3. 文化財指定の要件・手続き

3-3. 文化財指定等の手続き(沖縄県)

● 沖縄県文化財保護条例に基づく文化財の指定・認定・選定・選択は、教育委員会が文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととされている。(下図参照)



ポイント

- 県指定文化財の指定の条件については特に定めはないが、おおむね以下の要件を備えていることが望ましい。
- (1) 市町村指定文化財であること。
 - (2) 文化財としての価値が研究されていること。
 - (3) 無形文化財については、保存会が整備されていること。
 - (4) 土地を伴う文化財(史跡、名勝、天然記念物)については、指定地の範囲が明確になるもの。
- (出典: 沖縄県教育庁文化課1998『沖縄県文化財保護の手引き 改訂版』)